

利用登録者(変更)許可書

年 月 日

住 所 大牟田市有明町2-3

氏 名 大牟田市太郎 様

大牟田市長
(産業経済部農林水産課)

サンプル

下記のとおり、リモコン式草刈機の利用登録を許可します。

記

草刈機を使用する場所	大牟田市有明町2丁目3番地
保 管 場 所	自宅・その他()
許 可 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで

◆許可条件

- ・利用日の5日前までに市長が指定する者に事前予約を行うこと。
- ・貸出期間は貸出日から起算して7日以内とする。ただし、返却日が大牟田市の休日を定める条例(平成元年条例第11号)第1条第1項に定める市の休日のときは、市の休日の翌日までとする。
- ・予約、貸出し、返却等対応時間は9時から16時までとする。
- ・農業用施設及び農地の維持管理以外では使用しないこと。
- ・草刈機の保管は倉庫にて行うこと。
- ・営利を目的として利用しないこと。
- ・転貸をしないこと。
- ・草刈機を使用する際は、各種保護具を着用し、騒音、安全対策、刈草等の散乱防止等に努めること。
- ・草刈機の処理能力を超えて使用しないこと。
- ・返却時は、農機具メーカーで点検後、使用実績報告書(様式第3号)を添えて、返却すること。
- ・草刈機に異常があるときは、ただちに使用を中止するとともに、市長に報告し、その指示に従うこと。